

表1-2 指導力不足教員に関する人事管理システムの概要

都道府県・指定都市名	1. 指導力不足教員の定義	2. 判定委員会の構成員						3. 判定基準	4. 本人からの意見聴取手続	5. 教員等への周知	6. 研修期間	
		a 医師	b 弁護士	c 保護者	d 教職員	e その他	f 非公表				基本期間	研修期間 の上限
1 北海道	病気・障害以外の理由により、児童生徒との人間関係を築くことができないなど児童生徒を適切に指導することができないため、当該教員が担当すべき授業を他の教員が分担して行うなどの状況にある者のうち、継続して特別な指導・研修を要すると認定された者	○	○	○		学識経験者、臨床心理士		整備予定	・校長は申請時に当該教員の意向も聴取し、同意書又は同意が得られない場合は意見書の提出を求め、申請書類に添付。 ・市町村教委は校長の作成した調書を十分精査したうえで、当該教員から意見を聴取し、道教委に申請。 ・道教委は教員審査会の前に、当該教員との面談を実施し事情聴取。	市町村教育長及び道立学校長会議において資料を配付	1年	3年間
2 青森県	教員に求められる資質能力に課題があり、児童生徒を適切に指導できないため教育活動に支障をきたし、児童生徒に対しての責任を果たせないことから、研修を講じる必要のある教員。ただし、疾病を理由とする場合を除く。	○	○			教育に関する学識経験のある人		整備予定なし	研修審査会において、文書及び口頭で意見を陳述する機会を与える。	「指導が不適切な教員への対応に関する手引」を配布	1年	3年間
3 岩手県	専門性や社会性に問題を有しており、児童生徒を適切に指導できないなど、教員としての責務を果たしていない者	○	○			大学教授、退職教職員、民間企業役員		有	判定委員会の開催にあたり、本人に弁明書の提出を求めている。	県立学校長及び市町村教育長に対し要綱及び手引を配付し教職員への周知を依頼	3ヶ月	1年間
4 宮城県	疾病以外の理由により、教員に求められる資質能力に課題があるため、次の各号のいずれかに該当し、児童又は生徒が安心して学校生活を送ることができる学校環境を損なっている教員 ①教員としての使命と職務への自覚が不足し、日常的な職務の遂行に支障をきたしていること ②児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、学級経営、生徒指導等を適切に行うことができないこと ③教員としての力量を高めようとする意欲がなく、向上心を持って教養を磨こうとはしないこと ④教科・領域等に関する専門的な知識、技術等が不足したり、指導方法が不適切であるため、学習指導等を適切に行うことができないこと ⑤保護者、地域社会及び関係諸機関と信頼関係を築くことができず、教育活動に必要な連携・協同を行うことができないこと ⑥他の教職員と協調して学校運営に参加しようとする態度が見られない又は校務処理を適切に行うことができないこと	○	○			大学教授、臨床心理士、民間企業経営者、県PTA連合会顧問		有	・当該の意見書を提出させる ・当該教員と県教委担当者との面談を実施 ・当該教員に審査委員会で弁明の機会を与えることもある	長期特別研修ガイドブックを作成配付	1年	3年間
5 秋田県	公立小中学校教員又は県立学校の教員で、学習指導、生徒指導及び学級経営等において、指導を適切に行うことができないことから、研修等人事管理上の措置を要すると認められる者	○	○	○		会社役員、元校長		有	・県教委は、認定申請があった場合に対象教員から意見を聴取することができる。 ・判定委員会は審議にあたって、対象教員から意見の聴取を行うものとする。	手引書の配付、校長会での説明	1年	2年間
6 山形県	教員に求められる指導力に問題があることにより、児童又は生徒を適切に指導できない教員（問題の原因が精神疾患等に起因する者を除く）	○	○			学識経験者、元校長、教委職員		有	・校長、教委が本人と面談を実施。 ・審査会において面接を実施し、本人から直接意見を聴取。	要綱等を配付し、校長会で説明	1年	2年間
7 福島県	指導が不適切である教員、教員としての資質に問題がある教員、精神障害等により指導力を発揮できない教員					教委職員		有	・校長による報告に当該教員の申立書を添える。 ・判定委員会が必要に応じて当該教員に対し面接を行う。	通知、「支援の手引」作成	1年	1年間
8 茨城県	学習指導上、生徒指導上又は学級（ホームルーム）経営上において問題があり、児童生徒に対する指導を適切に行うことができないことから、研修等特別の措置を必要とする教員	○	○			大学教授、校長経験者、民間企業人事担当者		有	・指導力不足教員認定申請書の提出の際に、本人からの「意見書」を添付。 ・研修受講2年目の者で希望する者には、指導力不足判定委員会開催前に、県教育委員会人事担当者が本人と直接面会し、意見を聴取。	手引書を作成し、県内各小・中・高・養護学校に1冊ずつ配付	1年	2年間
9 栃木県	指導不適切教員とは、精神疾患以外の理由により、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員	○	○			県教育次長、大学教授、総合教育センター所長		有	県教委担当者が研修終了後、審査委員会が開催される旨を本人に告知し、その際、意見を聴取するとともに、審査委員会に本人の意見書類が提出される。	校長研修会を開催し、県内全学校長に周知	約2年	2年間
10 群馬県	病気以外の理由で、児童生徒の指導において教員としての指導力等に課題を有するため正常な教育活動が行えず、学校の教育活動に支障をきたしており、人事上の措置が必要とされる教員	○				市町村教育長・教育委員等、大学教授、民間会社社長		有	・認定申請の際、本人の意見書を添付。 ・所属校を離れて研修中の教員については、研修継続及び免職、転職の措置の必要性を判断する場合、事前に本人に意見書を提出させる。	年度当初に実態把握に関する通知により周知	1年	上限規定なし
11 埼玉県	病気等以外の理由で児童又は生徒を適切に指導できないため、授業その他の教育活動に当たらせることなく研修に専念させる措置を講ずる必要のある教員		○			県教委関係部長・課長等、元校長		有	判定会議前に県教育委員会が面接を行う。	通知及び手引による	6ヶ月又は1年	上限規定なし
12 千葉県	特別に指導力の向上を要する教員とは、疾病等以外の理由で、児童生徒を適切に指導できないため、研修等の措置を講じて、特に指導力の向上を図る必要があると決定された教員					県教委部長・課長、県教育センター長		有	・本人からの「意見書」を添付させている。 ・本人の意見陳述は、希望があれば判定会で行うことができる。 ・意見陳述の希望がない場合は判定会で意見聴取を行う。	要綱、研修の手引の作成	1年	2年間
13 東京都	精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する者で、人事上の措置を要すると決定された教員 ①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 ②指導方法が不適切であるため、児童等に対する学習指導を適切に行うことができない者 ③児童等の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない者 ④上記①～③に掲げる者のほか、教員としての資質に問題があり、学習指導、学級経営、生活指導等を適切に行うことができない者					関係部長・関係課長・関係管理主事・関係係長		有	・校長が、申請に当たって、あらかじめ該当者に指導力不足等として申請を行うことを告知し、該当者から申請されたことに対する意見を書類の提出によって求める。 ・申請された者については、都教委が管理主事等を派遣し事実確認を行うが、この際、申請された者に意見を述べる機会を設ける。	手引書の作成	1年	2年間

都道府県・指定都市名	1. 指導力不足教員の定義	2. 判定委員会の構成員						3. 判定基準	4. 本人からの意見聴取手続	5. 教員等への周知	6. 研修期間	
		a 医師	b 弁護士	c 保護者	d 教職員	e その他	f 非公表				基本期間	研修期間 の上限
14 神奈川県	授業が成り立たない、児童・生徒指導が適切に行えないなど指導力が不足している教員及び教員としての資質に問題のある教員	○	○			学識経験者 (大学教授など)		整備 予定	判定会開催前に、教育委員会及び校長 面接し、教員本人から意見を聴取。	県立学校長及び市町村 教委に手引を配布。 全県立学校長を招集した 会議で周知。	1年	上限規定 なし
15 新潟県	次のいずれかに該当する者として、教育長が認定した者をいう。 ①教科の専門知識が不足していたり、指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 ②児童又は生徒の心を理解する能力や意欲に欠け、生徒指導を適切に行うことができない者 ③児童又は生徒、保護者及び同僚等との間に適切な人間関係を築くことができないため、学級経営や校務分掌事務などを適切に行うことができない者	○	○			大学教授		有	審査検討委員会において、原則として当該教員から意見を聴取。	通知文により周知	1年	2年間
16 富山県	専門性、社会性等にかかわって指導力に多くの課題を有し、児童又は生徒の教育への責任を果たすことができない教員	○	○			大学教授、 企業人事担当等		有	・県教委への申請前に校長、教委等が面接。 ・申請時に本人が記述した書類(「本人の意見」)を提出。 ・審査委員会において、審査委員が直接本人から意見聴取。	市町村教育長、県立学校長に手引書を配布。 校長会、教育長会において説明。	1年	1年間
17 石川県	地教育法第47条の2の規定に基づき、「児童又は生徒に対する指導が不適切であること」「研修等必要な措置が講じられたとしてもなお児童又は生徒に対する指導を適切に行うことができないと認められること」のいずれにも該当する教員	○	○			教育行政関係者、有識者		整備 予定 なし	指導力不足判定内申提出前に、校長が面接。	校長用手引書の配付。 校長への説明会実施	1年	2年間
18 福井県	学習指導、生徒指導、学級経営等にかかる指導力等に課題を持ち、教育公務員としての責務を十分に果たせないため、人事上の特別な措置を必要とする教員	○	○		校長	学識経験者 (大学教授、 市町村教育 長代表、元 校長)		有	審査に当たっては、本人に対して意見陳述の機会を与えている。	手引きを作成し全公立 学校や関係機関に配付	6ヶ月	上限規定 なし
19 山梨県	授業が成立しないなど指導力が不足している者、他との人間関係がつかねなかったり、教員としての意欲や使命感に欠けたりするなど、教員としての資質能力に問題のある教員						○	有	諮問委員会の意見具申を聴く前、及び認定が決定し、それを本人から事情聴取している。	手引書、パンフレットを 各校に配付している	1年	上限規定 なし
20 長野県	学習指導、生徒指導、学級経営など教員としての専門性に問題があり、また、児童生徒、同僚、保護者、地域住民等と信頼関係が築けないため、教育活動に支障をきたし、児童・生徒に対する教育の責任が果たせない教員	○				大学教授、 民間企業 人、校長 経験者		有	校長が申請時などに教員本人と面接し、十分に意見等を聞くだけでなく、判定委員会において、教員本人の弁明の機会を設けるとともに、直接事実確認や意見聴取を行う。	説明会の実施、市町村 教委を通じて資料の配付、 県教委ホームページへの掲載	1年	上限規定 なし
21 岐阜県	指導力が不足している等の理由により、児童及び生徒の指導並びに保護者等への対応が適切に行えない等、教員としての職務を円滑に遂行できないため、特に人事上の措置を要する教員。ただし、心身の故障により職務を円滑に遂行できない者は除く。	○	○			教育次長、 総合教育セ ンター長、 教育総務課 長、研修管 理課長、学 校人事課長 など		有	判定委員会の前に、県教委担当者が当該教員に面接を行い意見を聴取。	校長会で手引書を配付	1年	2年間
22 静岡県	病気・障害以外の理由で、児童生徒の指導に際し著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障をきたすため、人事上特別な措置が必要と決定された教員	○	○	○		学識経験者 (大学教授 等)		整備 予定 なし	審査委員会において、文書及び口頭で意見を陳述する機会を与える。	①規程・要綱等を校長 に通知。校長から教員 に説明。②手引きを作成 し、校長に説明	6ヶ月	上限規定 なし
23 愛知県	傷病以外の理由で、指導力不足等により児童生徒を適切に指導できないため、人事上の措置を必要とする者	○	○			教育次長、 部長等、総 合教育セ ンター所長		有	判定会議以前に、個別面接を行い、申請書の記載事項をもとに、実態把握に努める。また、研修対象者として認定された場合、どう対処するか、現在の気持ちを確認する。判定会議での陳情希望の有無も確認。	通知を各学校、教育機 関へ周知。県教委ホ ームページに掲載。	1年	上限規定 なし
24 三重県	学習指導・生徒指導・学級経営にかかる指導力に課題を持つ者、教育公務員としての資質に課題を持つ者、児童生徒に対する教育への期待にこたえられないため支援その他の措置を必要とする教員	○	○	○	校長	元学校評議員、 県教委 研修分野総 括室長		有	指導力不足等教員として報告するにあたっては、本人からの意見書を添付させるとともに、校長や市町村教委が本人と面談をし、意見を聴取。	手引書を作成し、全校 長に配付	1年	1年間
25 滋賀県	専門性に関わって課題を有し、児童生徒を適切に指導できない教員	○	○			校長経験者、 企業経営者、 大学教授		有	1回の審査のために2回の審査委員会を開催する。1回目の審査会で、当該教員から意見聴取をするかどうか決める。意見聴取が決まると、委員の内2名が、面接によって当該教員から40分間、直接意見聴取。	手引きを各学校に配付	6ヶ月	2年間
26 京都府	児童生徒の指導において、その人間性、社会性、専門性にかかわって指導力に課題を有し、そのため、学校教育に寄せられる期待にこたえられず、教育公務員としての責任を十分に果たしていない教員	○	○	○	校長会 代表、 教員代 表	学識経験者、 スクール カウンセ ラー、市町村 教育委員会 代表		有	審査委員会の審査の際に、服務監督権者が特別研修の申請にあたり本人と面談を行って意見聴取した内容について、服務監督権者から直接または書面にて聴取している。	管理職向け啓発資料として冊子を府内全校長に配付し周知	1年	1年間
27 大阪府	①指導力に関し支援を要する教員 ②指導力不足教員 ③適格性を欠く教員 ④疾病等により指導力が発揮できない教員	○	○			学識経験者、 企業関係者、 学校関係者、 報道関係者		整備 予定 なし	諮問委員会に諮問するにあたり、本人の希望により意見書を提出。	校長にマニュアルを配布	学期間	上限規定 なし

都道府県・指定都市名	1. 指導力不足教員の定義	2. 判定委員会の構成員						3. 判定基準	4. 本人からの意見聴取手続	5. 教員等への周知	6. 研修期間	
		a 医師	b 弁護士	c 保護者	d 教職員	e その他	f 非公表				基本期間	研修期間 の上限
28 兵庫県	指導力向上を要する教員とは、児童生徒の学習指導・学級経営・生徒指導、あるいは児童生徒・保護者との人間関係において著しく適切さを欠くため、教育活動に支障をきたし、研修等必要な措置を講ずる必要がある者。ただし、病休休暇中の者及び健康管理審査会の管理下にある者は除く。	○	○	○		大学教授、新聞社論説委員長、臨床心理士、元校長		有	校長が、県教育委員会(市町立学校の場合は市町教育委員会)に対象教員の報告を行う際、あらかじめ対象教員から意見を聴き、意見聴取の記録を作成し添付。対象教員から意見申立書を提出させ添付。	手引を作成し配付	1年	2年間
29 奈良県	学習指導・生徒指導・学級経営等において、適切な指導ができないため、児童生徒や保護者の信頼を得ることができず、校内で継続的な指導を行っても改善が見られない教員	○	○			学識経験者(大学教授・民間企業人事担当者)		有	県教委に申請することとなった場合、市町村教委(当該教員の所属校の校長と連携)や県立学校長は、当該教員に対して、①指導力不足教員等の判定を申請すること、②本人に意見を申し述べる機会が与えられること(意見の提出でもよい。)③判定結果は後日通知することを伝える。その後、市町村教委や県立学校長は、担当管理主事とともに該当教員と面接し、意見を聴取。	手引きを作成、周知	6ヶ月	2年間
30 和歌山県	疾病等を自覚し治療に専念する者以外で、指導に適切さを欠くため、学習指導、生徒指導、学級経営その他の教育活動において、職務遂行に継続的に著しく支障をきたし、人事上の特別な措置が必要とされる者	○	○		附属小学校長(大学教授)	県教委事務局職員(学校教育局長、各課長)		有	県教育委員会への申請する際、市町村教育委員会教育長・県立学校長はその旨を本人に伝えるとともに面接のうえ、意見を聴取する。	市町村教育長会を通じて通知し説明	1年	1年間
31 鳥取県	教員としての資質、専門的知識や技術が不足していたり、教育公務員としての自覚と責任感、社会性・適格性が不足していることにより、学習指導や生徒指導、学級経営等において、適切に指導力が発揮できず、教育への責任が果たせない教員	○				法律に関する有識者、学識経験者、教育関係団体の代表者		有	校長からの報告があり次第、教委担当者が教員本人と面接を行い、事実確認と本人の意見を聴取する。	指針の配付	1年	3年間
32 島根県	児童生徒等の指導において、指導力の不足、著しい社会性の欠如、又は神経・精神疾患により教育活動に支障をきたし、人事上特別な措置が必要と認定された教員	○	○	○		学識経験者(大学教授・元校長、元市町村教育長等)		有	報告書の提出後、県立学校長から県教委への報告内容(市町村立学校の場合は校長と市町村教委の協議内容)について、県教委が本人に文書で「意見書」の提出機会を与える。	市町村教育長会及び校長会等で説明	1年	3年間
33 岡山県	①教員としての専門性に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員 ②教員としての人間性、社会性及び資質に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員 ③前二号に掲げる事由以外の事由に起因して、児童又は生徒に対する学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができない教員						○	有	・県教育委員会は、事実の確認を行うため必要があると認めるときは、所属長等に対し必要な報告を求め、実地に調査し、又は当該教員から意見を聴くことができる。 ・判定委員会の委員長は、必要があると認めるときは、会議に対象教員その他関係者を招き、意見の開陳又は説明を求めることができる。	手引き作成配付	1年	上限規定なし
34 広島県	児童又は生徒に対する指導が不適切で、この要綱(指導力不足等教員の取扱いに関する要綱)に基づいて研修等必要な措置を講ずる必要があると認定された者	○	○	○		学識者、校長経験者、民間企業関係者		有	指導力不足等教員の申請にあたって、該当者の所属が市町立学校の場合は市町村教委が、該当者の所属が県立学校の場合は当該校長が、当該教員に意見を述べた機会を与え、これを録取した書面を申請書類に添付。	市町村教育委員会、県立学校長へ通知し周知	1年	3年間
35 山口県	児童生徒を適切に指導できないため、特に人事上の措置を必要とする教員。ただし、適格性に欠けることや精神性疾患があることを除く。	○	○			学識経験者(大学教授、民間企業関係者)、教育関係者(県教育次長、審議監、教育研修所長、市町教育委員)		有	・申請を行う市町村教委又は県立学校長は、当該教員にその旨を通知するとともに当該教員の意見書を添付して申請。 ・審査委員会の委員長は、当該教員に対し、会議への出席を求め、その意見をきくものとする。	校長に対して説明会を実施。各学校に要綱及び関連資料を配付	1年	3年間
36 徳島県	精神医学的問題に原因のある者を「心の問題を抱える教員」とし、それ以外の①学習指導、②生徒指導、③学級(ホームルーム)経営、④その他の教育活動において問題が有り、適切な指導ができないため児童生徒の教育に支障をきたしており、人事上の措置を必要とされる者						○	有	判定会前に意見書の提出機会を与えている。	市町村教育委員会・学校に報告を配付	1年	1年間
37 香川県	指導力や適格性に問題があり、児童生徒を適切に指導できないため、人事上の措置を要する教員	○	○			学識経験者		有	・市町村教委等は、審査会の意見を聴こうとするときは、あらかじめ当該教員に対して対応策、理由等を説明するとともに、認定の結果、対応策についても通知。 ・当該教員が対応策等について意見があるときは、県教育長に対して、意見書により意見の申出をすることができる。	対応マニュアルを作成し県内に配付	5ヶ月又は1年	2年間

都道府県・指定都市名	1. 指導力不足教員の定義	2. 判定委員会の構成員						3. 判定基準	4. 本人からの意見聴取手続	5. 教員等への周知	6. 研修期間	
		a 医師	b 弁護士	c 保護者	d 教職員	e その他	f 非公表				基本期間	研修期間 の上限
38 愛媛県	「指導力不足等教員」とは、精神疾患その他の疾病以外の理由により、次の各号のいずれかに該当する教員をいう。 ①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 ②指導方法が不適切であるため、児童又は生徒に対する学習指導を適切に行うことができない教員 ③児童又は生徒の心を理解する能力又は意欲に欠け、学級経営又は生徒指導を適切に行うことができない教員 ④前3号に掲げるもののほか、教育活動を進める上で、教員としての責任を果たせていない教員	○	○	○		大学教授、元高等学校長、元中学校長		有	指導力不足教員と思われる教員に、学校長が面接で指導・支援の記録をとることを告知するとともに、意見聴取を行う。 また、小中学校においては、市町教育委員会教育長等、各教育事務所管理主事が面接する。	通知文等により、教育事務所長、校長研究協議会等で毎年周知	1年	上限規定なし
39 高知県	①勤務意欲や指導力に問題がある者 ②資質や適格性に問題のある者 ③疾患等が原因で①、②の課題を有する者	○	○		校長(小・中・県立学校)	知事部局行政職員、市町村教育長		有	判定会議に諮る前に、県教委担当が担当者と面接し、意見書の提出を求めている。	県教委のホームページに掲載	1年	3年間
40 福岡県	教員として、適切な学級経営・学習指導・生徒指導ができず、あるいは、児童・生徒、保護者、地域、同僚等との人間関係が築けないため教育活動に支障をきたし、児童・生徒に対する教育への責任を果たせない教員	○	○	○		大学教授、企業関係者、教育センター所長		有	校長は判定会議に報告する旨、本人に説明するとともに、本人に意見聴取を行っている。	手引を学校に配付し、校長から教員に対し周知	1年	3年間
41 佐賀県	病気以外の理由で、児童・生徒を適切に指導できないため、特に人事上の措置を要すると判定された教員	○	○		校長	大学教授、市町村教育長、教育事務所長等		有	判定委員会前に、県教育委員会担当者等が面接を行い意見を聴取している。	報告書を県内各公立学校等に配布。研修の手引等を作成	1年	上限規定なし
42 長崎県	疾病以外の理由により、児童又は生徒を適切に指導できないなど教育活動に支障があり、判断基準に照らして、県教育委員会が特に研修を要すると認定した教員						○	有	審査を行う指導力向上委員会は必要に応じて当該教員に対して面接を行うことができる。	通知及び各資料の配付	1年	2年間
43 熊本県	学習指導、生徒指導、学級経営等を適切に行うことができないため、または教員としての資質に問題があるため、教育活動に著しく支障をきたし児童生徒への教育の責任を果たせない教員	○	○	○		大学教授、企業代表		有	・申請時に県教育委員会、市町村教育委員会、校長が面接をしている。 ・申請時の提出書類に本人の意見を聴取する様式を定めている。	全教職員へリーフレット配付。冊子を各学校へ配付。広報誌で本制度の趣旨を再度広報	1年	1年6ヶ月間
44 大分県	①教科の専門的知識、技術等が不足 ②指導方法が不適切 ③児童生徒の心を理解する能力・意欲に欠ける ④教育的愛情等に欠ける ○精神性疾患の疑い(取扱い別途)	○	○		校長			有	審議会の際の関係書類として、本人の意見書を提出してもらうこととしている。	手引きを全学校に配布	1年	3年間
45 宮崎県	①学習指導や生徒指導など専門性に関する指導力に欠ける者 ②児童生徒や保護者および地域住民等と適切な関係を築くことができないなど社会性に問題がある者 ③心身に疾病があるにも関わらず、病識がない、治療しないなどの問題があり、指導力を発揮できない者						○	有	校長が状況に応じて、面接を行っている。	手引を学校へ配付し周知	1年	2年間
46 鹿児島県	指導力不足等教員とは次の各号のいずれかに該当する教員でかつ継続的な職務の遂行に支障をきたし、教員としての責任を十分に果たせないため、人事上の措置を必要とすると県教育委員会が決定したもの。 ①教科に関する専門的知識、技術等が不足しているため、又は指導方法が不適切であるため、学習指導を適切に行うことができない者 ②児童又は生徒の人格や心情を理解する能力又は意欲に欠け、生徒指導を適切に行うことができない者 ③前2号に掲げるもののほか、教員としての資質に問題がある等のため、学習指導、生徒指導その他の職務を適切に行うことができない者	○	○			学識経験者(大学教授など)		有	指導力不足等教員の決定の前に、県教委が、事情聴取。	通知文を発送するとともに、毎年度の市町村教育委員会、校長会等で説明し周知	6ヶ月	1年間
47 沖縄県	病気等以外の理由で、指導力不足等により児童生徒を適切に指導できないため、特に研修等必要な措置を要すると認定された教員			○		教育次長、県立学校教育課長、義務教育課長、県立総合教育センター副所長、学識経験者、人権擁護関係者		有	指導力不足等教員の申請の際に、学校長が面接を行うよう依頼している。	手引きを作成し、全公立学校、市町村教育委員会及び教育事務所に配付	6ヶ月又は1年	上限規定なし
48 札幌市	病気等以外の理由により、学習指導、生徒指導、学級経営、その他の教育活動において、児童生徒を適切に指導することができないため、当該教員が担当すべき授業等を他の教員が分担して行うなどの状況にある者のうち、継続して特別な指導・研修を要すると認定された者	○	○	○		大学教授・助教授		有	校長が、対象職員の申請に際し、本人の意向を聴取し、原則として、申請書に同意書を添付することとしている。	校長説明会を開催し、要綱等を配付するとともに、制度について周知	1年	2年間
49 仙台市	教育者としての指導力が著しく不足し、又はその資質等に問題があり、児童、生徒及び園児の教育に著しく支障をきたしている(疾病等に起因する場合を除く)として、第6条第2項の規定により認定された教員	○	○	○	校長	学識経験者(大学教授)、臨床心理士(大学教授)		有	審査会の際に本人から直接意見聴取。	校長用解説書及び教員用パンフレットを配付し、制度に関する周知	6ヶ月及び1年	1年4ヶ月間
50 さいたま市	・教員としての使命感や責任感に欠ける。 ・児童生徒に対する教育的愛情に欠ける。 ・基本的知識や指導の工夫に欠ける。 ・保護者、地域との適切な対応ができない。 ・学校運営への参加意識や協働姿勢に欠ける。 ・その他教育指導、活動に支障をきたす。					学校教育部長、教育総務部長、指導1課長、指導2課長、健康教育課長、教育研究所長		有	申請に対して意見があるときは、一定の期間を定めて意見書を提出することができる。	校長会に要綱を配付し、説明。教員には校長より周知	1年	上限規定なし

都道府県・指定都市名	1. 指導力不足教員の定義	2. 判定委員会の構成員						3. 判定基準	4. 本人からの意見聴取手続	5. 教員等への周知	6. 研修期間	
		a 医師	b 弁護士	c 保護者	d 教職員	e その他	f 非公表				基本期間	研修期間 の上限
51 千葉市	疾病等以外の理由で児童又は生徒を適切に指導できないため、研修等の措置を講じて特別に指導力の向上を図る必要があると決定された教員					学校教育部長、総務課長、教育センター所長他		有	必要があれば、判定会以前に市教委が面接を行う。	学校に配付	1年	3年間
52 川崎市	指導力等の向上・改善のための指導及び助言ならびに研修を受けてもなお授業が成立しない、児童生徒指導が適切に行えないなど、学校教育における責任が果たせない教員	○	○	○	校長	総合教育センター所長、学識経験者		有	校長は教員本人から面接等により事情を聞く。必要に応じて、指導主事による授業観察を行う。	校長に対して手引きを配付。教員に対してパンフレットを配付	1年	2年間
53 横浜市	疾病以外の理由により、児童生徒への教育に対する責任感や意欲などに欠け、次の各号のいずれかに該当する者 ①学習指導を適切に行えない教員 ②児童・生徒指導を適切に行えない教員 ③学級経営を適切に行えない教員	○	○	○	小、中、高、盲聾養護学校の代表	教職員人事・企画部長、学校教育部長、教育センター所長		有	判定会において、希望者のみが意見陳述を行う。	市教委ホームページに掲載	1年	2年間
54 静岡市	次の各号のいずれかの要件に該当する教員で、規定による措置等が必要であると静岡市教育委員会が認定したものをいう。 (1) 児童・生徒への学習指導、生徒指導又は学校経営において著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障を来しているもの (2) 児童・生徒、児童・生徒の保護者等との人間関係において、著しく適切さを欠き、継続的な職務の遂行に支障を来しているもの	○	○	○		臨床心理士、学識経験者、教育関係者		未定	審査委員当日、審査委員が直接面接を行い、該当教員は意見陳情を行う。	校長会の時に、要綱の説明を行う。特に、校長が作成する「実態記録把握簿」については、記入例を添えて周知	6ヶ月	上限規定なし
55 名古屋市	指導力不足により、学習指導・生徒指導・学級経営等の教育活動に支障をきたすことがあり、日常の教育活動を観察し、指導を継続するとともに、様々な研修に取り組みさせる必要がある教員	○	○			元校長、学校教育部長、教育センター所長、指導室長		有	判定会議への申請において、本人が意見書を教育委員会に提出。	手引書を作成し各校へ配付するとともに、市教委ホームページに掲載	1年	2年間
56 京都市	教員として必要な学習指導、生徒指導面の資質や学級経営能力が不足あるいは欠如しているため、子どもたちの心身を傷つけたり、保護者の疑問・不安・不信を招く指導を繰り返す、「学級崩壊」や「授業不成立」などのように、子どもたちが教育の成果を享受できない状況、いわゆる「教育阻害状況」を生じさせている教員		○	○	校長	教務総務部長、人権擁護委員、臨床心理士、学識経験者		有	校長から対象の教員に対して、意見書の提出(任意)を求めることとしている。	報告書を作成し、管理職、関係機関等に配付し周知。要綱を通知し周知。	2~3ヶ月	上限規定なし
57 大阪市	①指導力に関して課題を有する教員 ②指導力不足教員 ③適格性に問題のある教員 ④疫病等により指導力が発揮できない教員	○	○			学識経験者、学校教育関係者		有	支援を要する教員の申請に対する意見書を申請書の提出があった日から14日以内に学校園長を通じ、教育委員会あてに提出することができる。	冊子を全教員に配付	4ヶ月	上限規定なし
58 堺市	《18年度に政令指定都市になったことにより、現在、判定委員会を含めて新しい対応システムの立ち上げを準備中》											
59 神戸市	指導力に課題を有する教員：児童生徒への指導が著しく適切さを欠いており、その状態が一定期間継続している教員と教員としての資質に問題があり、その状態が一定期間継続している教員で、研修等の措置が必要な者（精神疾患、疾病等が原因のものは除く）	○	○	○	各校種校長会長	臨床心理士 大学教授 (学識経験者)		有	①校内研修で改善できると校長が判断した場合、その旨の報告を市教委に行うことを当該教員に告げ、指導記録調査等を提示。また意見書を提出することができる旨を通知。 ②校長から報告を受けた市教委は必要に応じて当該教員から意見聴取。 ③審査委員会は必要に応じて当該教員から意見聴取。	指導力向上支援システム成立時に冊子を作成し、全校園長、教員に配布。毎年度新規任用教員に対しても校園長から研修してもらうよう冊子を配布	2学期間	上限規定なし
60 広島市	指導力や適格性に問題があり、または疾病等が原因で児童生徒に対し適切な指導ができないため、人事上の措置等が必要であると認定された教員	○	○	○		大学教授、退職校長、民間人		有	所属長は、申請を行う際、当該教員に意見を述べる機会を与え、これを録取した書面を提出。判定委員会が、必要があると認めるときは、当該教員からの意見聴取及び資料を提出させることができる。	報告を各学校に配付し、校長及び教員に周知	1年	上限規定なし
61 北九州市	教育活動に支障のある者について、下記の区分に応じ、判定委員会で指導力不足教員として判定された者 ①教員としての使命感や責任感に欠ける ②子どもの立場に立った対応や教育的愛情に欠ける ③基本的知識や指導の工夫に欠ける ④保護者や地域との適切な対応ができない ⑤学校運営への参加意識や協働姿勢に欠ける ⑥疾病等により指導力が欠ける ⑦上記①~⑥以外の区分により教育活動に支障がある	○	○	○		教育長、教育次長及び関係部長		有	判定委員会で必要に応じ、面接を行う。	冊子を各学校に配付	1年	1年6ヶ月間
62 福岡市	学習指導、生徒指導、学級経営や学校経営への参画や協力を適切に行うことができないため、学校現場に問題が生じているのにこれを適正・迅速に解決できない状況があり、特別の研修等を講じることににより、その指導力の改善を早急に図る必要がある教員					教育次長外事務職員		有	判定会議に諮る前に、判定小委員会にて担当者が、教員本人と面接を行っている。	校長会等で周知	1年	2年間
合計	全教委で整備	47	45	22	12	55	5	有:54 予定なし:2 未定なし:4 未定:1	全教委で実施	全教委で実施	1年間以内:8 2年間以内:23 3年間以内:11 上限規定なし:19	